

○特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）（抜粋）

（地理的表示）

第三条 第六条の登録（次項（第二号を除く。）及び次条第一項において単に「登録」という。）に係る特定農林水産物等を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者は、当該特定農林水産物等又はその包装若しくは容器若しくは広告、価格表若しくは取引書類（電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により提供されるこれらを内容とする情報を含む。）（以下「包装等」という。）に地理的表示を使用することができる。

2 前項の規定による場合を除き、何人も、登録に係る特定農林水産物等が属する区分（確立された農林水産物等に関する国際分類その他の事情を勘案して農林水産大臣が定める農林水産物等の区分をいう。以下同じ。）に属する農林水産物等若しくはこれを主な原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された農林水産物等又はこれらの包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示又はこれに類似する表示若しくはこれと誤認させるおそれのある表示（以下この項及び第五条第一号において「類似等表示」という。）を使用してはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一～五 （略）

（登録標章）

第四条 登録に係る特定農林水産物等又はその包装等に地理的表示を使用する者は、当該特定農林水産物等又はその包装等に登録標章（地理的表示が登録に係る特定農林水産物等の名称の表示である旨の標章であって、農林水産省令で定めるものをいう。次項及び次条第二号において同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定による場合を除き、何人も、農林水産物等又はその包装等に登録標章又はこれに類似する標章を使用してはならない。

（措置命令）

第五条 農林水産大臣は、次の各号に掲げる規定に違反した者に対し、当該各号に定める措置その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 第三条第二項 地理的表示又は類似等表示の除去又は抹消
- 二 前条第二項 登録標章又はこれに類似する標章の除去又は抹消

○特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成27年法律第58号）（抜粋）

（類似等表示）

第二条 法第三条第二項に規定する類似等表示には、次に掲げる表示を含むものとする。

- 一 法第六条の登録（次条第一号、第五条第二項第二号ホ、第十五条第一号、第十七条並びに第十八条第一項及び第三項を除き、以下単に「登録」という。）に係る特定農林水産物等に係る地理的表示に当該特定農林水産物等以外の農林水産物等の生産地の表示を伴うもの
- 二 登録に係る特定農林水産物等に係る種類、型若しくは様式に関する表示、模造品である旨の表示又はこれらに類する表現の表示を伴うもの
- 三 登録に係る特定農林水産物等に係る地理的表示を翻訳した表示
- 四 登録に係る特定農林水産物等の原産国又は原産地を示す地名、国旗その他これらに類する表示を用いることにより、当該特定農林水産物等又はこれを主な原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された農林水産物等であると誤認させるおそれのある表示

○特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第5条及び第21条の規定による措置命令並びに第22条の規定による登録の取消し並びに公表の指針（抜粋）

1 法第5条の規定による措置命令の指針

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号。以下「法」という。）第5条の規定による措置命令については、法第3条第2項又は法第4条第2項に違反している場合（次のいずれかに該当する場合に限る。）に行う。

- ① 違反が故意又は重大な過失によるものであるとき。
- ② 違反が一時的なものでなく、常習的なものであるとき。
- ③ 違反による社会的影響が大きいとき。
- ④ 農林水産省が指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認されたとき。
- ⑤ 違反者が登録生産者団体の構成員たる生産業者である場合にあっては、登録生産者団体が改善指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認されたとき。

2・3 （略）

4 公表の指針

- ① 法第3条第2項又は第4条第2項に違反する事案が生じた場合には、当該事案の概要及び当該違反に係る真正な登録産品に関する情報を公表する。
- ② ①に定めるもののほか、法第5条の規定による措置命令を行ったときは、当該命令の内容並びに当該違反が1の①又は②に該当するものである場合にあっては当該命令に係る者の氏名又は名称及び住所を併せて公表する。
- ③ （略）